

5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

宇部市立西岐波小学校

新型コロナウイルス感染症については、5月8日から感染症法上の位置付けが変更されることに伴い、本校においては、下記のとおり対応することとしますので、御理解・御協力をお願いします。

記

■ 健康観察等について

- ▶ 御家庭での健康観察に引き続き御協力ください。
- ▶ 毎朝の検温及び健康観察カードの提出等の感染対策は不要です。このことにより、学校からの健康観察カードの配付はありません。
- ▶ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合には、無理をして登校させず、受診をお願いします。

■ 児童生徒本人の感染が確認された場合

- ▶ 出席停止の扱いとなりますので学校まで御連絡ください。
- ▶ 期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となっております。
- ▶ 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症への感染や、出席停止の期間を経ての登校に当たって、学校に医療機関が発行する検査結果や治癒の証明書を提出する必要はありません。

■ 濃厚接触者の取扱いについて

- ▶ 従前であれば濃厚接触者としての特定がされていた場合でも、感染が確認されていない児童生徒等については、直ちに出席停止の対象とはなりません。

■ その他

- ▶ 感染者が発生した場合の保護者向け情報提供は、5月8日以降行いません。